

檜葉町議会議員一般選挙 のお知らせ

投票日は **8月3日(日)** です。

1 投票できる方

次のすべての条件を満たしている方

- (1) 満18歳以上の日本国民であること
→平成19年8月4日までに生まれている方。
- (2) 選挙人名簿に登録されていること
→令和7年4月28日までに檜葉町に転入届を提出し、
引き続き檜葉町の住民基本台帳に登録されている方。



みんなの一票大切に！

【注意】 投票までに町外へ転出（住民票を異動）した方は、投票できません。

2 当日（8月3日）投票

※「宣誓書（請求書）」の記入及び
返送は不要です。

入場券を持参のうえ、下記の投票所へお越しください。

入場券がなくても投票できますが、本人確認を行います。入場券を持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

場 所	時 間	投票区
檜葉町コミュニティセンター (檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の4)	午前7時～午後7時	第1投票区 ※1
檜葉小学校 体育館 (檜葉町大字下小埦字麦入31)	午前7時～午後7時	第2投票区 ※1

※1 指定された投票区以外では投票できません。投票の際には、

お間違いのないようご注意ください。

3 期日前投票

※「宣誓書（請求書）」の記入及び返送は不要です。

入場券を持参のうえ、下記の期日前投票所にお越しください。

（期日前投票所の場所は、「檜葉町役場」となります。）

入場券がなくても投票できますが、本人確認を行います。入場券を持参いただくと、受付をスムーズに行うことができます。

場 所	期 間	時 間
檜葉町役場 （大字北田字鐘突堂5－6）	7月30日（水）～8月2日（土）	午前8時30分 ～午後8時

注!意

- ◆投票の際は、宣誓書へお名前をご記入いただきます。
- ◆滞在先（避難先）の市区町村の期日前投票所では、投票できません。

期日前投票ができるのは、檜葉町役場のみです。

※「当日（8月3日）投票」や「期日前投票」に行くことができない方は、「不在者投票」をご利用ください。

4 不在者投票

※「宣誓書（請求書）」へ必要事項を記入のうえ、早めに返送してください。

- (1) 期間 7月30日（水）～8月1日（金）
- (2) 時間 午前8時30分～午後5時（平日に限る。）
- (3) 場所 滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票できますが、原則、執務時間中となりますのでご注意ください。
- (4) 手続きの流れ・・・以下の手順により投票してください。

① 投票用紙等を請求する

「宣誓書（請求書）」に必要事項を記入し、緑の「返信用封筒」に入れて、至急、郵送してください（メールやFAXでの請求はできません）。

1人につき1枚、記入してください。

② 投票用紙等を受け取る

申請後、「投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書」が告示日（7月29日）以降に郵送されます。

注意

以下のことをしてしまうと「投票ができなくなります」のでご注意ください。

- ◆ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開封しないでください。
- ◆ 自宅で事前に投票用紙の記載を行わないでください。

③ 滞在地（避難先）の市区町村で投票する

届いた封筒一式を持参し、滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会で投票してください。投票期間が短いのでご注意ください。

注意

- ◆ 滞在地（避難先）の市区町村から住民票がある檜葉町に投票用紙を送る必要があるため、余裕をもった早めの投票をお願いします。
- ◆ 不在者投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」又は「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませんので、必ず届いた封筒一式を投票所に持参してください。

- (5) 病院・老人ホーム等（施設等）における不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した施設等に入院・入所している場合は、その施設内で不在者投票ができますので、**施設長に申し出て**ください。
- (6) 在宅における郵便投票
身体に重度の障がいがある場合は、自宅等で郵便による不在者投票ができる場合があります。**手続きには日数を要します**ので、お早めに檜葉町選挙管理委員会へお問い合わせください。

5 選挙公報

選挙公報の発行はありません。

6 お問い合わせ先

みんなそろって、きれいな一票。

檜葉町選挙管理委員会

住所 〒979-0696

檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6 檜葉町役場内

電話 0240-23-6100